



# 3 上下水道の使用開始・休止・ 変更手続きについて

Q<sup>32</sup>

上下水道の使用開始・休止には、どのような手続きが必要ですか？

A

上下水道を使用開始または休止する3日前までに、お客さま受付センターへお電話ください。上下水道局ホームページからインターネットによるお申込みもできます。  
※休止のご連絡がないと、使用されていない場合でも基本料金がかかります。ご注意ください。

開始・休止ともに立会いは必要ありません。（休止時の現地精算など特別な場合を除く。）  
休止の場合、上下水道料金の精算方法は、納付書払い・口座振替・現地精算のいずれかになります。市内間の転居で、新住所でも引き続き口座振替をご希望の場合は、開始のご連絡の際に、その旨をお伝えください。

## 電話による申込み

### お客さま受付センター

- 受付日／月曜日～土曜日（祝休日・年末年始を除く）
- 受付時間／8：30～17：15

☎633-1300



## インターネットによる申込み

簡単・便利な「引越れんらく帳」をご利用ください。

### 「引越れんらく帳」とは？

水道のほか、電気・ガスなど公共料金等の開始・休止の申込みを一度に行うことができる、東京電力エナジーパートナー株式会社が提供する引越し手続きワンストップサービスです。パソコンやスマートフォンから、24時間いつでも手続きができます。上下水道局ホームページからご利用ください。

- HP / <https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/josuido/user/shiyou/1002579.html>



インターネット受付

## 《給水契約の定型約款について》

「定型約款」とは、「定型取引において契約の内容とする条項の総体」のことで（民法）、本局では、「宇都宮市水道事業給水条例」および「宇都宮市水道事業給水条例施行規程」が「定型約款」にあたり、給水契約の内容となります。

問 お客さま受付センター ☎633-1300

Q<sup>33</sup>

上下水道の使用開始や休止をした場合の料金計算はどうなりますか？

A

使用期間と使用水量により、1か月単位で計算しています。基本料金の日割り計算は行っておりません。

問 お客様受付センター ☎633-1300

Q<sup>34</sup>

使用者（契約者）の名義を変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A

使用者の名義変更をするときは、お客様受付センターまでご連絡ください。その際、以下の必要事項をお伝えください。

住所、旧使用者氏名、新使用者氏名、給水番号またはお客様番号（水道・下水道使用量のお知らせ、領収書等に記載されております。）

※使用者の名義変更については、インターネットでも受付しています。

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/josuido/user/shiyou/1002579.html>

その他、お客様受付センターでは次のような手続きができます。

- ・納付書の送付先変更
- ・口座振替の継続・廃止
- ・井戸水使用者・農業集落排水処理施設使用者の使用人数の変更など



インターネット受付

問 お客様受付センター ☎633-1300